

人権

6月1日は「人権擁護委員の日」

全国各地で特設人権相談所を開設します。

人権擁護委員は、あなたの町の身近な相談パートナーとして人権擁護のための活動を積極的に行なっています。

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知徹底及び人権思想の普及高揚のため、全国各地で様々な啓発活動を展開しています。

その活動として、特設人権相談所を開設し、女性・子ども・高齢者・障がいのある人をめぐる人権に関するトラブルなど、さまざまな地域住民の皆様からのご相談に応じます。

なお、相談は無料、秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。

◎高森町での特設人権相談日は次のとおりです。

○日時 6月3日(月) 午前10時～午後3時

○場所 高森町芙蓉館

■お問い合わせ先 住民福祉課 人権同和啓発係

電話 62-1111 (内線131)

国民年金だより

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構からお送りする納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

お申し込み方法は、口座振替申出書

に必要事項を記入・押印（金融機関の届出書）して、お近くの年金事務所にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

●これからの年金相談（毎月第4金曜日）

5月24日（金）

6月28日（金）

